



第11期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年5月26日(金曜日)
午前10時

場所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー 1階
ニューピアホール

(会場が従来と異なっておりますので、
お間違えのないようご注意ください。)

目次

第11期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	3
1. 企業集団の現況	3
2. 会社の現況	13
(1)株式の状況	13
(2)新株予約権等の状況	14
(3)会社役員の状況	15
(4)会計監査人の状況	19
(5)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	20
(6)会社の支配に関する基本方針	23
連結計算書類	30
連結貸借対照表	30
連結損益計算書	31
連結株主資本等変動計算書	32
計算書類	33
貸借対照表	33
損益計算書	34
株主資本等変動計算書	35
監査報告書	36
連結計算書類に係る会計監査報告	36
計算書類に係る会計監査報告	37
監査役会の監査報告	38
参考書類	40
第1号議案 剰余金処分の件	40
第2号議案 取締役8名選任の件	41
第3号議案 役員報酬改定の件	46
第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件 及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	47
第5号議案 定款一部変更の件	53
第6号議案 補欠監査役1名選任の件	54
第11期定時株主総会会場ご案内略図	末尾

《株主総会会場変更と事業説明会開催のお知らせについて》

当社第11期定時株主総会会場は、従来の芝パークホテルからニューピアホールに変更になっております。また、当日は本株主総会終了後、同会場にて事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、株主懇親会は昨年同様開催いたしません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。



株主各位

東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社トライステージ
代表取締役会長 丸田 昭雄

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月25日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー 1階 ニューピアホール
(会場が従来と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
- 第11期(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第11期(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 役員報酬改定の件
 - 第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
 - 第5号議案 定款一部変更の件
 - 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
- 議案に対して賛否の記載がない場合
書面による議決権行使の際に議案の賛否欄に記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。
 - インターネット開示
連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表については、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tri-stage.jp/>) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
したがって、本招集ご通知に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 代理人による議決権行使
代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席ただけます。ただし、代理権を証明する書面(株主様が署名又は記名押印した委任状)のご提出が必要となります。
 - 議決権の不統一行使
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tri-stage.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告 (平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、足元では一部に改善の遅れもみられますが、緩やかな回復基調が続いております。企業収益の改善や雇用・所得環境の改善傾向を背景に、個人消費も持ち直しの動きが続いています。

このような環境の下、当社グループはダイレクトマーケティング実施企業に対してバリューチェーンの各局面で最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。当社グループは、平成27年4月21日に公表した中期経営計画において、自社のあるべき姿を「ダイレクトマーケティングのイノベーションカンパニー」と位置付けました。ダイレクトマーケティングの分野で、考え得るあらゆるチャレンジを実行し、持続的なイノベーションを起こし、クライアントのビジネス成果に貢献する企業であり続ける決意を基に、3か年計画を策定いたしました。「ダイレクトマーケティングにおけるテレビ広告のさらなる革新」、「テレビとWEBのシームレス化を見据えた独自のWEB広告の実現」、「海外事業の革新的なビジネスモデルでの展開」をビジョンとして掲げ、中長期的な成長の布石を打ちつつ事業拡大を推進しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は47,302,061千円（前期比27.4%増）、売上総利益は5,151,782千円（前期比44.0%増）となりました。販売費及び一般管理費は3,756,783千円（前期比40.3%増）となり、営業利益は1,394,999千円（前期比55.3%増）、経常利益は1,366,698千円（前期比53.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は761,142千円（前期比60.3%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(i) ダイレクトマーケティング支援事業

テレビ事業については、新業種顧客の開拓、自社通販番組の実施、放送枠効果実績に基づいたメディア枠の仕入と提供及び提携先との協業による新たなプロダクト開発等により顧客企業の効果向上を目指し、売上高増加及び利益改善に取り組みました。特に、メディア枠の提供においては、当社が取り扱うテレビ番組・CM等のメディア枠の基本情報、レスポンス数及び販売数などの実績データを集約管理するシステムを構築するとともに独自の効果指標を導入し、顧客毎に最適なメディア枠を配分することにより、販売価格が安定して推移いたしました。



WEB事業については、テレビがWEBに与える貢献度をリアルタイムで可視化する分析ツール「TVエビス」を株式会社ロックオンと共同開発し、販売開始いたしました。

この結果、売上高は33,875,299千円（前期比19.9%増）、営業利益は1,636,947千円（前期比53.9%増）となりました。

(ii)ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「クロネコDM便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、積極的に営業活動を展開してまいりました。新規の顧客企業獲得及び既存の顧客企業からの受注は好調に推移いたしました。

この結果、売上高は11,535,923千円（前期比30.6%増）、営業利益は61,621千円（前期は4,587千円の損失）となりました。

(iii)海外事業

海外事業については、テレビ通販支援に限らずリテール、EC、カタログ等を含めたマルチチャネル型の販売支援に取り組んでおります。当期においては、タイの大手テレビ通販事業者TV Direct Public Company Limitedに出資、シンガポール及びマレーシア、香港に事業展開するテレビ通販事業者JML Singapore Pte. Ltd.を子会社化する等、ASEAN各国での販売拠点確保に取り組ましました。これらの販売拠点に向け、インドネシアの子会社であるテレビショッピングチャンネル向け卸売事業者PT. Merdis Internationalを介して、日本や韓国の通販商材を供給することを計画しております。

なお、海外事業は従前ダイレクトマーケティング支援事業に含めて開示しておりましたが、JML Singapore Pte. Ltd.の子会社化に伴い事業規模が拡大したことから、第3四半期からセグメント開示しております。

この結果、売上高は668,481千円（前期比1,589.6%増）、営業損失は295,457千円（前期は160,896千円の損失）となりました。

(iv)その他事業

その他事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」及び株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズの営む通販事業で構成されております。日本百貨店につきましては、国内販売拠点の拡大及び管理体制の強化に取り組んでおります。通販事業につきましては、当期中に人材採用や医薬品販売に関する準備を整え、平成29年3月より営業を開始いたしました。

この結果、売上高は1,222,357千円、営業損失は8,104千円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額(リース資産を含む)は127,405千円であります。その主なものは什器購入、自社使用ソフトウェアの取得によるものであります。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金を目的とした銀行借入(長期借入金2,000,000千円)を実行いたしました。

また、平成28年4月19日の取締役会決議により、第三者割当による自己株式の処分を平成28年5月12日に実施し、3,035,760千円の資金調達を行いました。

④吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社トライステージリテイリングは、平成28年3月1日を効力発生日として、株式会社コンタンの日本の特産品・名産品を取り扱う小売事業「日本百貨店」事業を承継する吸収分割を行い、同日に株式会社日本百貨店に商号変更しております。

⑤他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- (i) 当社は、平成28年3月1日付で、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを設立し、同社を連結子会社といたしました。
- (ii) 当社は、平成28年7月14日付で、ROSE STAGE CO.,LTD.の株式を売却したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。
- (iii) 当社は、平成28年7月15日付で、TV Direct Public Company Limitedの株式を取得し、また、同社に対して取締役の派遣を行ったため、同社を持分法適用の範囲に含めております。
- (iv) 当社は、平成28年9月1日付で、JML Singapore Pte. Ltd.の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
- (v) 当社は、平成28年12月15日付で、持分法適用関連会社であったPT. Merdis Internationalの株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

⑥対処すべき課題

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、依然として拡大基調が続いているものの、テレビ通販市場は、今後も横ばい傾向が継続することが見込まれます。

このような環境下、当社グループは中期経営計画において、3か年ビジョンとして「テレビ広告のさらなる革新」、「独自のWEB広告の実現」、「海外事業の展開」を掲げ、テレビ事業、WEB事業、海外事業及びダイレクトメール発送代行事業を中核事業と位置付け、その事業拡大を目指してまいります。

(i) テレビ事業

当社グループの既存の強みであるテレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業において、



新規顧客の開拓及び顧客企業別の最適な対応、放送枠効果実績に基づいた仕入・メディア枠の提供等により顧客企業の販売効果向上を目指し、売上高増加及び利益改善に取り組みました。次期以降においては、引き続き新規顧客の開拓に取り組むとともに、顧客企業に最適な枠提供を行い、仕入量の増加を図り、プライスリーダーとなることで、当社グループの競争力を強化してまいります。

(ii) WEB事業

PCやスマートフォン等の急速な発達及び普及に伴い、WEBメディアを使用したダイレクトマーケティングが急成長を遂げております。こうした中、WEB広告の市場では動画広告や新しい技術を活用した広告配信方法が浸透してきており、テレビとWEB広告を融合させたマーケティング手法の確立が求められています。

当社は、平成29年3月に、通販事業者に向けたインターネット広告支援を主力とする株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを子会社化いたしました。次期以降は、同社と共同し、テレビとWEBを連動させた総合的なマーケティングプランの提案を積極的に実施するとともに、独自のWEB広告の開発や動画広告事業への参入によって、当社が強みとしているテレビ通販支援に匹敵する事業とするべく、業容の拡大を図ってまいります。

(iii) ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「クロネコDM便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、積極的に営業活動を展開し、新規の顧客企業獲得及び既存の顧客企業からの受注が好調に推移しております。次期以降も、既存顧客の取扱い高拡大と収益率の向上、新規顧客の獲得及び新事業の開発と拡大を基本戦略とし、業容の拡大を図ってまいります。

(iv) 海外事業

アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げており、今後も高い成長が期待されております。このような状況に鑑み、当社グループはASEANにてマルチチャンネル型の通販支援を推進するべく、ASEAN各国の事業者との業務提携や資本注入による販売拠点確保に取り組んでまいりました。次期以降は、各拠点とのリレーションを強化しさらなる販路拡大を図るとともにマーチャンダイジング機能を強化してまいります。

(v) その他事業

その他事業については、平成28年3月に事業承継した日本全国の特産品や名産品を取り扱う小売事業「日本百貨店」において国内販売拠点の拡大と管理体制強化に取り組んでおります。また、平成29年3月に営業開始した株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズにおいて一般用漢方製剤等の通信販売に取り組み、通販事業のノウハウ蓄積と事業拡大に取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第8期 (平成26年2月期)	第9期 (平成27年2月期)	第10期 (平成28年2月期)	第11期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)
売 上 高(千円)	36,023,571	32,185,232	37,131,747	47,302,061
経 常 利 益(千円)	777,404	931,567	890,425	1,366,698
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	374,949	533,380	474,757	761,142
1株当たり当期純利益(円)	12.59	17.88	17.24	27.38
総 資 産(千円)	12,741,689	12,987,102	9,861,272	16,694,683
純 資 産(千円)	8,614,747	8,993,913	5,412,613	9,127,147
1株当たり純資産額(円)	288.07	300.52	232.40	305.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
3. 当社は平成29年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

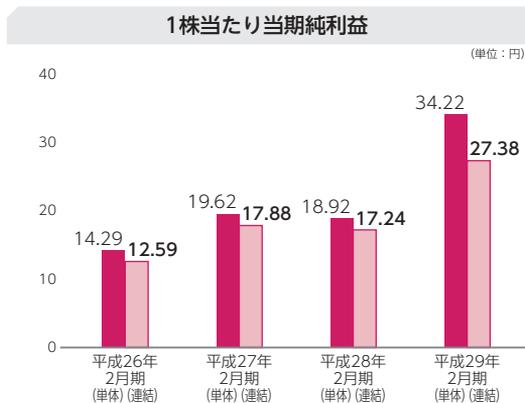
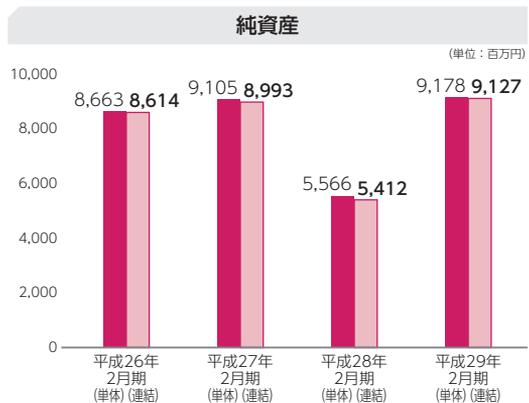
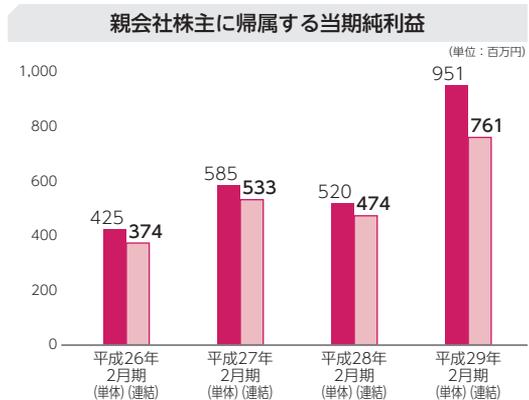
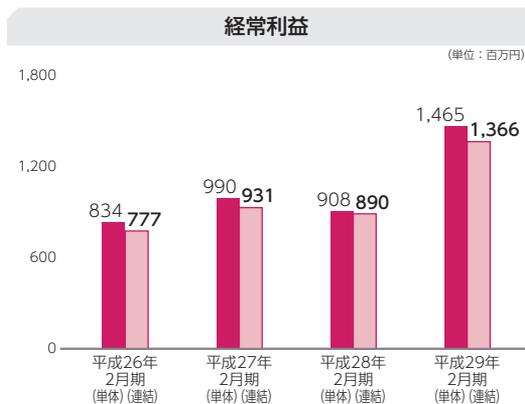
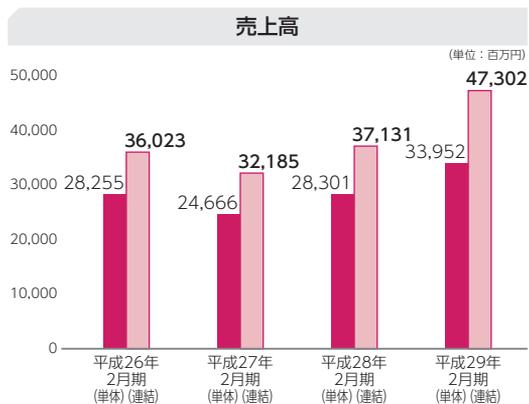


②当社の財産及び損益の状況

区 分	第8期 (平成26年2月期)	第9期 (平成27年2月期)	第10期 (平成28年2月期)	第11期 (当事業年度) (平成29年2月期)
売 上 高(千円)	28,255,243	24,666,761	28,301,781	33,952,039
経 常 利 益(千円)	834,286	990,167	908,824	1,465,229
当 期 純 利 益(千円)	425,677	585,303	520,993	951,235
1株当たり当期純利益(円)	14.29	19.62	18.92	34.22
総 資 産(千円)	11,138,087	11,714,655	8,869,935	14,969,900
純 資 産(千円)	8,663,624	9,105,576	5,566,178	9,178,472
1株当たり純資産額(円)	290.45	304.66	239.77	314.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 当社は平成29年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

財務ハイライト



(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
メールカスタマーセンター株式会社	223,800千円	95.19%	ダイレクトメール発送代行
株式会社日本百貨店	41,500千円	100.00%	小売、卸売
株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ	96,500千円	100.00%	通信販売
JML Singapore Pte. Ltd.	1,530千円	75.00%	テレビ通販、卸売
PT. Merdis International	57,525千円	74.00%	卸売

- (注) 1. 株式会社トライステージリテイリングは、平成28年3月1日を効力発生日として、株式会社コンタンの日本の特産品・名産品を取り扱う小売事業「日本百貨店」事業を承継する吸収分割を行い、同日に株式会社日本百貨店に商号変更しております。
2. 平成28年3月1日付で、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを設立し、同社を連結子会社といたしました。
3. 平成28年9月1日付で、JML Singapore Pte. Ltd.の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
4. 平成28年12月15日付で、持分法適用関連会社であったPT. Merdis Internationalの株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。
5. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4)主要な事業内容 (平成29年2月28日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトマーケティング支援
ダイレクトメール発送代行業業	ダイレクトメール発送代行
海外事業	海外におけるマルチチャンネル型の販売支援

(5) 主要な拠点等 (平成29年2月28日現在)

① 当社

名称	所在地
本 社	東京都港区
関西支店	大阪府大阪市

② 子会社

会社名	所在地
メールカスタマーセンター株式会社	東京都港区
株 式 会 社 日 本 百 貨 店	東京都港区
株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ	東京都港区
JML Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
PT. Merdis International	インドネシア ジャカルタ

(6) 使用人の状況 (平成29年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング支援事業	153名	6名増
ダイレクトメール発送代行事業	23名	4名増
海外事業	85名	75名増
その他事業	49名	49名増
合計	310名	134名増

- (注) 1. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に調整して比較しております。
2. 海外事業の使用人数が前連結会計年度と比べて75名増加しましたのは、平成28年9月1日付でJML Singapore Pte. Ltd.を連結子会社化し、平成28年12月15日付でPT. Merdis Internationalを連結子会社化したためであります。
3. その他事業の使用人数が前連結会計年度と比べて49名増加しましたのは、主に平成28年3月1日付で株式会社コンタンの小売事業を承継したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	8名増	34.5歳	3.9年

(7) 主要な借入先の状況 (平成29年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,054,606千円
株式会社三井住友銀行	755,626千円
株式会社みずほ銀行	324,994千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年2月28日現在)

- ①発行可能株式総数 24,000,000株
- ②発行済株式の総数 7,629,300株
- ③株主数 7,929名
- ④大株主

株主名	持株数	持株比率
丸田 昭雄	1,643,100株	22.61%
双日株式会社	1,445,600株	19.89%
妹尾 勲	1,068,100株	14.69%
中村 恭平	366,000株	5.03%
小杉 誠	167,800株	2.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	130,600株	1.79%
Deutsche Bank AG London 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	49,000株	0.67%
J.P. MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	46,100株	0.63%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 バークレイズ証券株式会社)	40,100株	0.55%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	35,500株	0.48%

- (注) 1. 当社は、自己株式362,938株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 当社は、平成29年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株数を記載しております。

(2)新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成29年2月28日現在)

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成27年3月12日	平成27年6月17日
新株予約権の数		348個	368個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 34,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 36,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり141,000円 (1株当たり 1,410円)	新株予約権1個当たり175,400円 (1株当たり 1,754円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり165,900円 (1株当たり 1,659円)	新株予約権1個当たり198,700円 (1株当たり 1,987円)
権利行使期間		平成29年4月4日から 平成32年4月3日まで	平成29年7月4日から 平成32年7月3日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 348個 目的となる株式数 34,800株 保有者数 4名	新株予約権の数 368個 目的となる株式数 36,800株 保有者数 4名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

- (注) 1. 当社は、平成29年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を記載しております。
2. 下記①～⑧のいずれかに該当することとなった場合、下記①～⑧記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。
- ① 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合 当該違反の事実が発生した時点
 - ② 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員としての地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く 地位を喪失した時点
 - ③ 当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社がその旨を決議した時点
 - ④ 新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社(当社の関係会社を除く)の役員、従業員、代理人、嘱託(派遣社員を含む)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合 当該事実が該当した時点
 - ⑤ 新株予約権者が死亡した場合 新株予約権者が死亡した時点
 - ⑥ 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点
 - ⑦ 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点
 - ⑧ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	丸 田 昭 雄	会社経営全般並びに内部監査室 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長
取締役 社長執行役員	妹 尾 勲	会社経営及び業務執行全般並びに第1営業部、第2営業部、営業企画部、経理財務部、人事総務部及び営業管理部 管掌 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役
取締役 上席執行役員	鈴 木 雄 太 郎	海外事業推進部及び新規事業推進室 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役 株式会社日本百貨店 取締役 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役 JML Singapore Pte. Ltd. Director JML Direct (M) Sdn. Bhd. Director PT. Merdis International Director TV Direct Public Company Limited Director
取締役 上席執行役員	前 田 充 章	コンタクトセンター部、事業戦略部、メディア部及び情報システム部 管掌
取締役	加 島 敏 幸	
取締役	杉 山 博 高	
取締役	中 條 宰	株式会社ヌプリ 代表取締役 株式会社あしたのチーム 社外取締役
取締役	辻 壮	双日株式会社 航空産業・情報本部本部長補佐 双日システムズ株式会社 取締役 さくらインターネット株式会社 取締役
常勤監査役	柳 瀬 貞 朝	メールカスタマーセンター株式会社 監査役 株式会社日本百貨店 監査役 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 監査役
監査役	百 合 本 安 彦	グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役
監査役	藤 井 幹 晴	八重洲法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役加島敏幸氏、杉山博高氏、中條宰氏及び辻社氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役柳瀬貞朝氏、百合本安彦氏及び藤井幹晴氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役柳瀬貞朝氏は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役百合本安彦氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家として高い見識を有しております。
5. 監査役藤井幹晴氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的見識を有しております。
6. 取締役加島敏幸氏は、平成28年5月27日付で東西建築サービス株式会社の非常勤監査役を退任いたしました。
7. 当社は取締役加島敏幸氏、杉山博高氏、中條宰氏、監査役柳瀬貞朝氏及び藤井幹晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役加島敏幸氏、杉山博高氏、中條宰氏、辻壮氏、監査役柳瀬貞朝氏、百合本安彦氏及び藤井幹晴氏は3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3)	152,582千円 (16,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3)	14,700千円 (14,700千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (6)	167,282千円 (30,900千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成19年5月25日開催の第1期定時株主総会において、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成18年3月15日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額8,619千円が含まれております。
4. 取締役の員数は8名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役加島敏幸氏が非常勤監査役を兼職しておりました東西建築サービス株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役中條宰氏が代表取締役を兼職しております株式会社ヌプリ及び社外取締役を兼職しております株式会社あしたのチームと当社との間には、特別の関係はありません。

取締役辻壮氏が航空産業・情報本部本部長補佐を兼職しております双日株式会社は、当社株式を平成29年2月28日現在19.89%保有する株主であります。同氏が取締役を兼職しておりますさくらインターネット株式会社と当社との間には、営業上の取引がありますが、取引金額は僅少であります。また、同氏が取締役を兼職しております双日システムズ株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

監査役柳瀬貞朝氏が監査役を兼職しておりますメールカスタマーセンター株式会社は、当社が株式の95.19%を保有する連結子会社であります。また、同氏が監査役を兼職しております株式会社日本百貨店及び株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズは、当社が株式の100.00%を保有する連結子会社であります。

監査役百合本安彦氏が代表取締役を兼職しておりますグローバル・ブレイン株式会社は、当社株式を平成29年2月28日現在0.43%保有する株主であります。

監査役藤井幹晴氏がパートナーを兼職しております八重洲法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	加島敏幸	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席いたしました。会社の社長などを歴任した経験と有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	杉山博高	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席いたしました。会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	中條宰	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席いたしました。会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	辻壮	平成28年5月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回すべてに出席いたしました。会社の取締役などを歴任した経験及び事業投資の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	柳瀬貞朝	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席、監査役会15回のうち15回すべてに出席いたしました。金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っているほか、取締役及び使用人からの報告、聴取、決裁書類その他の重要な書類の閲覧を行い、常勤監査役としての監査機能を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	百合本安彦	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回、監査役会15回のうち11回に出席いたしました。長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	藤井幹晴	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席、監査役会15回のうち15回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,725千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,725千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

- 処分対象
新日本有限責任監査法人
- 処分内容
平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成29年4月19日）

(1) 会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号／会社法施行規則第100条第1項第4号)

- イ. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。
- ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
- ハ. 取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
- ニ. コンプライアンス規程により社内の不正行為や反社会的勢力との関連性等の内部情報を直接代表取締役に通報する仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
- ホ. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、総務部門を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

(2) 会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、総務部門、管理部門及び経営企画部門により、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しております。

(4)会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、毎月1回取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、経営会議及び取締役会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

(5)会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社は、関係会社管理規程を設け、関係会社業務を主管する部門長を定め、関係会社との意思疎通を図り、協調、協力を行っております。また、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会の事前の承認を得ることを義務付けております。

当社は、当社の執行役員から構成される執行役員会を毎週開催しており、子会社からその職務執行状況の報告を受けております。

子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営企画部門により、子会社のリスクの予防・管理の検討を実施しております。

子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備・運用を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

(6)会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号／会社法施行規則第100条第3項第2号／会社法施行規則第100条第3項第3号)

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能としますが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。



(7) **会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

(会社法施行規則第100条第3項第4号／会社法施行規則第100条第3項第5号)

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。また適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事実の報告を受けております。当社及び子会社の取締役及び使用人は当社及び子会社の業務並びに業績に重大な影響を及ぼす虞のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しております。

監査役は当該報告をした者が不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

(8) **会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要なものを除き請求できる体制を整えております。

(9) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取り締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び契約監査法人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役職務執行

当事業年度において、取締役会は21回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

(2)監査役職務執行

当事業年度において、監査役会は15回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査しております。

(3)リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、従業員に対しては定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

一 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もあります。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を取ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

1 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、顧客企業に合わせてその全部または一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニュー



の提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の専長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、大量一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、複数のコールセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験に基づいた大量一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コールセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。番組・CM放送前には、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データも用いて売上効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

2 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、継続的な事業活動及び企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直しております。平成27年4月に策定した中期経営計画では、自社のあるべき姿を「ダイレクトマーケティングのイノベーションカンパニー」と位置づけ、「ダイレクトマーケティングにおけるテレビ広告のさらなる革新」、「テレビとWEBのシームレス化を見据えた独自のWEB広告の実現」、「海外事業の革新的なビジネスモデルでの展開」をビジョンとして掲げ、中長期的な成長の布石を打ちつつ事業拡大を推進しております。

当期における各事業戦略の推進状況は下記のとおりです。

テレビ事業においては、新業種顧客の開拓、放送枠効果実績に基づいたメディア枠の仕入と提供及び提携先との協業による新たなプロダクト開発等により顧客企業の販売効果向上を目指し、売上高増加及び利益改善に取り組みました。

WEB事業については、テレビがWEBに与える貢献度をリアルタイムで可視化する分析ツール「TVエビス」を株式会社ロックオンと共同開発し、販売開始いたしました。

ダイレクトメール発送代行事業においては、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「クロネコDM便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、積極的に営業活動を展開し、既存及び新規の顧客企業からの受注が好調に推移いたしました。

海外事業については、テレビ通販支援に限らずリテール、EC、カタログ等を含めたマルチチャネル型の販売支援に取り組んでおります。当期においては、タイの大手テレビ通販事業者TV Direct Public Company Limitedに出資、シンガポール、マレーシア及び香港に事業展開するテレビ通販事業者JML Singapore Pte. Ltd.を子会社化、インドネシアのテレビショッピングチャンネル向け卸売事業者PT. Merdis Internationalを子会社化する等、ASEAN各国での販売拠点確保に取り組みました。

その他事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」及び株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズの営む通販事業で構成されております。日本百貨店につきましては、国内販売拠点の拡大及び管理体制の強化に取り組んでおります。通販事業につきましては、当期中に人材採用や医薬品販売に関する準備を整え、平成29年3月より営業を開始いたしました。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、平成28年5月26日開催の第10期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」といいます）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似



する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」といいます）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」といいます）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様への判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」といいます）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結

後)にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思



を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づきまたは勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、平成28年5月26日開催の当社第10期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

四 当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成28年5月26日開催の当社第10期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会

終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更または廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更または廃止します。その意味で、本プランは、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。



連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年2月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	13,102,929	流動負債	5,291,964
現金及び預金	6,088,737	買掛金	3,788,252
受取手形及び売掛金	6,261,680	短期借入金	99,354
有価証券	100,000	リース債務	10,384
商品	377,817	未払法人税等	463,781
仕掛品	4,079	賞与引当金	2,500
貯蔵品	15,086	役員賞与引当金	14,010
繰延税金資産	164,461	ポイント引当金	4,785
その他	204,254	返品調整引当金	18,764
貸倒引当金	△113,189	その他	890,132
固定資産	3,514,436	固定負債	2,275,570
有形固定資産	521,861	長期借入金	2,053,572
建物	405,707	リース債務	9,498
工具、器具及び備品	83,067	繰延税金負債	20,596
車両運搬具	8,579	退職給付に係る負債	85,715
リース資産	24,507	資産除去債務	76,841
無形固定資産	1,411,049	その他	29,346
のれん	1,215,399	負債合計	7,567,535
ソフトウェア	195,650		
投資その他の資産	1,581,525	純資産の部	
投資有価証券	1,170,876	株主資本	8,786,327
差入保証金	329,832	資本金	645,547
破産更生債権等	37,144	資本剰余金	750,128
繰延税金資産	46,980	利益剰余金	8,119,798
その他	33,836	自己株式	△729,147
貸倒引当金	△37,144	その他の包括利益累計額	105,043
繰延資産	77,316	その他有価証券評価差額金	△13
開業費	77,316	為替換算調整勘定	105,057
資産合計	16,694,683	新株予約権	31,266
		非支配株主持分	204,509
		純資産合計	9,127,147
		負債純資産合計	16,694,683

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

連結損益計算書 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		47,302,061
売上原価		42,116,516
売上総利益		5,185,544
返品調整引当金繰入額		33,762
差引売上総利益		5,151,782
販売費及び一般管理費		3,756,783
営業利益		1,394,999
営業外収益		
受取利息	3,946	
為替差益	52,445	
その他	10,584	66,976
営業外費用		
支払利息	17,017	
持分法による投資損失	70,053	
支払手数料	5,896	
その他	2,310	95,277
経常利益		1,366,698
特別利益		
固定資産売却益	1,007	
新株予約権戻入益	65	1,072
特別損失		
固定資産除却損	1,230	
関係会社株式売却損	5,058	
段階取得に係る差損	27,242	33,531
税金等調整前当期純利益		1,334,239
法人税、住民税及び事業税	644,909	
法人税等調整額	△81,724	563,184
当期純利益		771,054
非支配株主に帰属する当期純利益		9,912
親会社株主に帰属する当期純利益		761,142

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



連結株主資本等変動計算書 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成28年3月1日残高	644,999	634,999	7,792,414	△3,695,755	5,376,658	-	△272	△272	19,378	16,848	5,412,613
連結会計年度中の変動額											
新株の発行	548	548			1,096						1,096
剰余金の配当			△433,758		△433,758						△433,758
親会社株主に帰属する 当期純利益			761,142		761,142						761,142
自己株式の取得				△352	△352						△352
自己株式の処分		115,225		2,966,960	3,082,185						3,082,185
連結子会社の増資 による持分の増減		△644			△644						△644
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△13	105,329	105,315	11,887	187,660	304,864
連結会計年度中の 変動額合計	548	115,129	327,384	2,966,607	3,409,669	△13	105,329	105,315	11,887	187,660	3,714,533
平成29年2月28日残高	645,547	750,128	8,119,798	△729,147	8,786,327	△13	105,057	105,043	31,266	204,509	9,127,147

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年2月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	10,406,916	流動負債	3,637,870
現金及び預金	5,139,649	買掛金	2,619,100
売掛金	4,752,953	未払金	417,921
有価証券	100,000	未払費用	83,618
商品	89	未払法人税等	385,824
貯蔵品	606	前受金	6,488
前渡金	9,658	その他	124,916
前払費用	42,550	固定負債	2,153,557
繰延税金資産	144,765	長期借入金	2,000,000
その他	326,028	退職給付引当金	77,317
貸倒引当金	△109,383	資産除去債務	73,240
固定資産	4,562,983	その他	3,000
有形固定資産	216,583	負債合計	5,791,427
建物	165,534	純資産の部	
工具、器具及び備品	51,049	株主資本	9,147,206
無形固定資産	187,205	資本金	645,547
ソフトウェア	187,205	資本剰余金	750,773
投資その他の資産	4,159,194	資本準備金	635,547
投資有価証券	101,208	その他資本剰余金	115,225
関係会社株式	3,785,831	利益剰余金	8,480,033
長期貸付金	20,299	その他利益剰余金	8,480,033
差入保証金	218,099	繰越利益剰余金	8,480,033
破産更生債権等	28,982	自己株式	△729,147
繰延税金資産	33,755	新株予約権	31,266
貸倒引当金	△28,982	純資産合計	9,178,472
資産合計	14,969,900	負債純資産合計	14,969,900

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,952,039
売 上 原 価		30,008,644
売 上 総 利 益		3,943,394
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,503,039
営 業 利 益		1,440,355
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,781	
有 価 証 券 利 息	736	
為 替 差 益	37,558	
そ の 他	576	41,652
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,876	
支 払 手 数 料	5,896	
そ の 他	5	16,777
経 常 利 益		1,465,229
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	65	65
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	993	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	13,019	14,013
税 引 前 当 期 純 利 益		1,451,281
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	556,579	
法 人 税 等 調 整 額	△56,533	500,045
当 期 純 利 益		951,235

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 公 告

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

参 考 書 類

株主資本等変動計算書 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成28年3月1日残高	644,999	634,999	—	634,999	7,962,555	7,962,555	△3,695,755	5,546,799	19,378	5,566,178
事業年度中の変動額										
新株の発行	548	548		548				1,096		1,096
剰余金の配当					△433,758	△433,758		△433,758		△433,758
当期純利益					951,235	951,235		951,235		951,235
自己株式の取得							△352	△352		△352
自己株式の処分			115,225	115,225			2,966,960	3,082,185		3,082,185
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									11,887	11,887
事業年度中の変動額合計	548	548	115,225	115,773	517,477	517,477	2,966,607	3,600,406	11,887	3,612,294
平成29年2月28日残高	645,547	635,547	115,225	750,773	8,480,033	8,480,033	△729,147	9,147,206	31,266	9,178,472

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月21日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライステージの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月21日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライステージの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月27日

株式会社トライステージ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	柳 瀬 貞	朝 ㊟
社外監査役	百合本 安	彦 ㊟
社外監査役	藤 井 幹	晴 ㊟

以 上

参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、業績、投資状況、財務状況を総合的に勘案したうえで、柔軟な利益還元策を実施していく方針です。

この配当方針に基づき、第11期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は653,972,580円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月29日といたしたいと存じます。

(注) 当社は平成29年3月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を基準に上記90円を算定しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	マルタ アキオ 丸 田 昭 雄 (昭和44年1月22日生)	<p>平成3年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・フリエイト入社 DRS事業部設立、プロデューサー就任 平成18年3月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役COO就任 平成26年4月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長就任（現任） 平成26年5月 当社代表取締役会長就任（現任） 平成29年3月 株式会社日本百貨店取締役就任（現任） 平成29年3月 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役就任（現任） 平成29年3月 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役就任（現任） （現在に至る）</p> <p>(担当) 会社経営全般 内部監査室 管掌 (重要な兼職の状況) メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長 株式会社日本百貨店 取締役 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役</p>	1,643,100株
2	セノオ イサオ 妹 尾 勲 (昭和35年9月25日生)	<p>昭和58年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・フリエイト入社 DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 平成18年3月 当社取締役就任 平成18年11月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役CEO就任 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長就任 平成26年5月 当社取締役 社長執行役員就任（現任） 平成28年11月 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役就任 （現在に至る）</p> <p>(担当) 会社経営及び業務執行全般 並びに営業部、営業企画部、経理財務部、人事総務部 及び営業管理部 管掌 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	1,068,100株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	スズキ ユウタロウ 鈴木 雄太郎 (昭和50年9月3日生)	<p>平成10年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社 平成18年4月 当社入社 平成24年5月 当社取締役就任 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役就任 平成26年5月 当社取締役 執行役員就任 平成28年1月 株式会社トライステージリテイリング (現 株式会社日本百貨店) 代表取締役就任 株式会社日本百貨店取締役就任 平成28年3月 株式会社日本百貨店取締役就任 平成28年5月 当社取締役 上席執行役員就任 (現任) 平成28年8月 TV Direct Public Company Limited Director 就任 (現任) 平成28年9月 JML Singapore Pte. Ltd. Director就任 (現任) 平成28年9月 JML Direct (M) Sdn. Bhd. Director就任 (現任) 平成28年11月 株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズ 取締役就任 平成28年12月 PT. Merdis International Director就任 (現任) (現在に至る)</p> <p>(担当) 海外事業部及び地方創生支援室 管掌 (重要な兼職の状況) JML Singapore Pte. Ltd. Director JML Direct (M) Sdn. Bhd. Director PT. Merdis International Director TV Direct Public Company Limited Director</p>	16,800株
4	マエダ ミツアキ 前田 充章 (昭和40年11月7日生)	<p>昭和63年4月 株式会社リクルート (現 株式会社リクルート ホールディングス) 入社 平成15年10月 ぴあ株式会社入社 平成17年4月 フリービット株式会社入社 平成20年8月 株式会社ドリコム入社、上席執行役員事業本 部長就任 平成21年6月 株式会社ドリコムマーケティング (現 グロー バルパートナーズ株式会社) 取締役就任 平成25年7月 当社入社 平成26年5月 当社執行役員就任 平成26年5月 当社取締役 執行役員就任 平成28年5月 当社取締役 上席執行役員就任 (現任) 平成29年3月 株式会社メイキップ社外取締役就任 (現任) 平成29年3月 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役就任 (現任) (現在に至る)</p> <p>(担当) コンタクトセンター部、WEB事業推進部、メディア部及び 情報システム部 管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役 株式会社メイキップ 社外取締役</p>	一株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	カシマトシユキ 加島 敏 幸 (昭和23年8月31日生)	<p>昭和46年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>平成 9年 4月 住友銀行キャピタル・マーケット会社（現 SMBCキャピタル・マーケット会社） 社長就任</p> <p>平成15年 7月 株式会社ロイヤルホテル入社、常務執行役員 総合企画部長就任</p> <p>平成16年 6月 同社取締役就任</p> <p>平成17年 5月 同社常務取締役就任</p> <p>平成18年 6月 同社代表取締役専務取締役就任</p> <p>平成21年 4月 同社代表取締役副社長就任</p> <p>平成22年 6月 株式会社東京ロイヤルホテル 代表取締役社長就任</p> <p>平成24年 5月 東西建築サービス株式会社非常勤監査役就任</p> <p>平成26年 5月 当社社外取締役就任（現任） （現在に至る）</p> <p>(担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	一 株
6	スギヤマ ヒロタカ 杉 山 博 高 (昭和29年3月30日生)	<p>昭和52年 4月 ソニー商事株式会社（現 SFIリーシング株式会社） 入社</p> <p>昭和58年 6月 ソニー株式会社入社</p> <p>平成17年 3月 ソニースタイル・ジャパン株式会社（現 ソニーマーケティング株式会社） 取締役就任</p> <p>平成19年 4月 同社代表取締役社長就任</p> <p>平成20年10月 ソニーテクノクリエイイト株式会社 取締役副社長就任</p> <p>平成21年 3月 同社代表取締役社長就任</p> <p>平成22年11月 フェリカネットワークス株式会社 代表取締役社長就任</p> <p>平成27年 5月 当社社外取締役就任（現任） （現在に至る）</p> <p>(担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	一 株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	チュウジョウ オサム 中 條 宰 (昭和39年7月26日生)	<p>昭和63年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社</p> <p>平成15年10月 ソネット・エムスリー株式会社(現 エムスリー株式会社) 入社</p> <p>平成17年5月 同社執行役員就任</p> <p>平成17年6月 MediC&C取締役就任</p> <p>平成19年6月 ソネット・エムスリー株式会社(現 エムスリー株式会社) 取締役就任</p> <p>平成21年12月 エムスリーキャリア株式会社 代表取締役就任</p> <p>平成26年12月 株式会社ヌプリ代表取締役就任(現任)</p> <p>平成27年5月 当社社外取締役就任(現任)</p> <p>平成27年6月 株式会社あしたのチーム社外取締役就任(現任)</p> <p>平成29年3月 株式会社スタイルポート社外取締役 監査等委員就任(現任) (現在に至る)</p> <p>(担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 株式会社ヌプリ 代表取締役 株式会社あしたのチーム 社外取締役 株式会社スタイルポート 社外取締役 監査等委員</p>	一株
8	ツジ タケシ 辻 壮 (昭和41年7月16日生)	<p>平成3年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社) 入社</p> <p>平成22年6月 株式会社エヌ・ティ・ティデータ・スリーシー(現 株式会社NTTデータ・スマートソーシング) 取締役就任</p> <p>平成26年1月 双日株式会社産業情報部部長</p> <p>平成26年6月 双日システムズ株式会社取締役就任(現任) さくらインターネット株式会社取締役就任(現任)</p> <p>平成28年4月 双日株式会社航空産業・情報本部本部長補佐(現任)</p> <p>平成28年5月 当社社外取締役就任(現任) (現在に至る)</p> <p>(担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 双日株式会社 航空産業・情報本部本部長補佐 双日システムズ株式会社 取締役 さくらインターネット株式会社 取締役</p>	一株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 加島敏幸氏、杉山博高氏、中條幸氏、辻壮氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 加島敏幸氏は、会社の社長などを歴任した経験を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営体制に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 杉山博高氏は、会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般、海外事業推進に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 中條幸氏は、会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等を有しており、独立社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般、新規事業開発に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 辻壮氏は、会社の取締役を歴任した経験及び事業投資の豊富な経験等を有しており、社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般、海外事業開発に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 加島敏幸氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。また、杉山博高氏、中條幸氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。また、辻壮氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第31条（損害賠償責任の一部免除）を定めております。本議案が承認可決され、各候補者が再任された場合は、当社と各候補者の間で責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、加島敏幸氏、杉山博高氏及び中條幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き届け出る予定であります。
7. 当社は、平成29年3月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株数を記載しております。

第3号議案 役員報酬改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成19年5月25日開催の第1期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、コーポレートガバナンス・コード【原則3-1 情報開示の充実】（iii）「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」や同【原則4-2 取締役会の役割・責務（2）】「経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。」等を考慮し、役員報酬制度を改定させていただきたいと存じます。

具体的には、取締役の報酬を、固定報酬部分と変動報酬部分（年次インセンティブ）とに分け（社外取締役の報酬は固定報酬のみとする。）、取締役の固定報酬及び変動報酬の総額を年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。なお、固定報酬につきましては、役位及び職務に応じて決定しております。また、変動報酬につきましては、過半数が社外役員で構成される報酬委員会を設置し、当期業績及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案のうえ、対象取締役に対し、当該委員会が評価を行い、当該委員会の意見を受けて取締役会にて決定を行います。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き8名（うち社外取締役4名）となります。

第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を 当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとしての新株予約権を発行する件及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、その額が確定していないため、取締役の金銭による報酬額とは別に、その内容及び算定方法について併せてご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権は当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的としています。ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を含みません）については、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

上記に鑑み、当社は、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は4名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役は4名）となり、ストックオプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役に對し4,800個が上限となります。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。



II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.1.に定める内容の新株予約権4,800個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式480,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)①の規定を準用する。また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.1.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。



なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3)上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
4. 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から3年間
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。



- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

第5号議案 定款一部変更の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款に補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任の方法)</p> <p>第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任の方法)</p> <p>第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>②当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>



第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

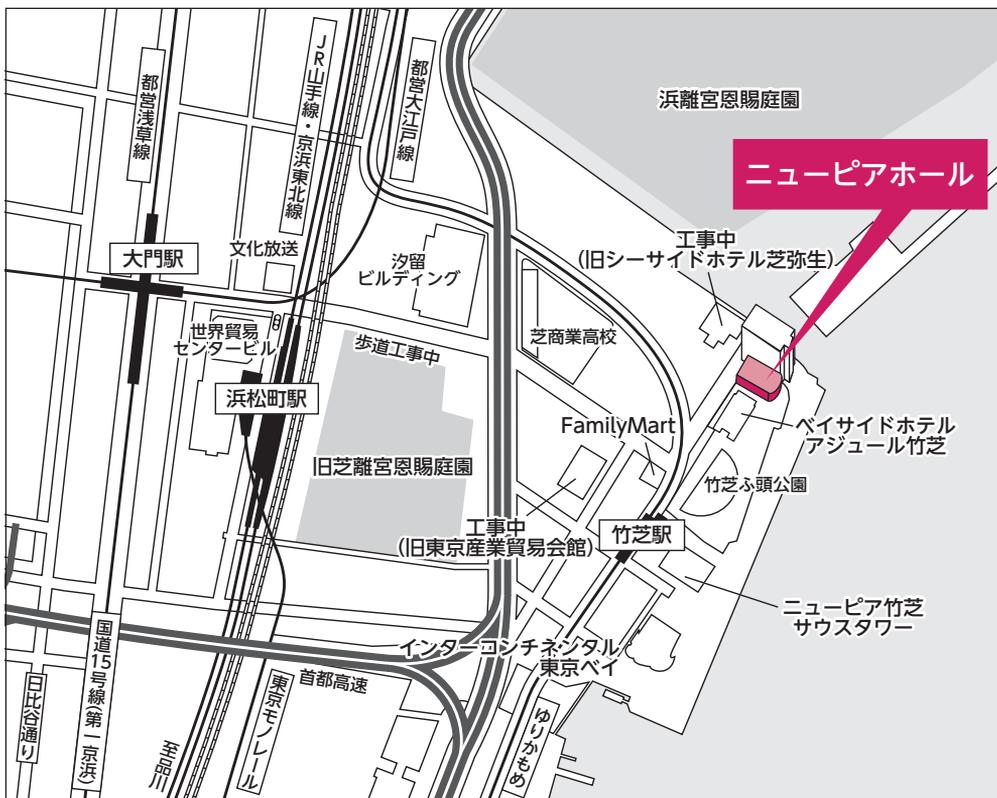
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ショウムラ ヒロシ 庄 村 裕 (昭和46年9月6日生)	平成9年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入社 平成12年7月 公認会計士登録 平成19年9月 庄村公認会計士事務所設立、所長就任 (現任) 合同会社グローアップ設立、代表社員就任 (現任) 平成26年6月 株式会社オートウェーブ社外監査役就任 (現任) 平成28年6月 双葉電子工業株式会社社外取締役就任 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 庄村公認会計士事務所 所長 合同会社グローアップ 代表社員 株式会社オートウェーブ 社外監査役 双葉電子工業株式会社 社外取締役	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 庄村裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 庄村裕氏は、公認会計士として様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築評価支援などの豊富な経験を有しており、独立社外監査役による監視・監督機能の強化を果たすべく、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第41条 (損害賠償責任の一部免除) を定めております。候補者が社外監査役として就任した場合には、当社と候補者との間で責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
5. 当社は、候補者が社外監査役として就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

第11期 定時株主総会 会場ご案内略図

会場 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール



会場まで	●東京臨海新交通	ゆりかもめ 竹芝駅東口より	徒歩約3分
	●JR	山手線・京浜東北線 浜松町駅北口より	徒歩約8分
	●都営地下鉄	大江戸線・浅草線 大門駅B1出口より	徒歩約9分
	●東京モノレール	東京モノレール 浜松町駅より	徒歩約10分

○当会場はご来客用の駐車場、駐輪場がございませんので、お車、自転車等のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

○会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。



TriStage

株式会社トライステージ

株式会社トライステージ

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目2番20号



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。